

# 暮らしの安心 国民健康保険

問い合わせ 市民課国保高齢医療係・名寄庁舎1階 ☎01654 2111 内線3114 / 3116  
・風連庁舎1階 ☎01655 2511 内線119

**国民健康保険証が更新となります**

保険証の更新により、新しい保険証を簡易書留で郵送しました。転居や不在などの理由により配達されなかった保険証は国保高齢医療係で保管しています。保険証が届いていない場合はお問い合わせください。

**出産育児一時金の支給額と支払方法が変わります**

平成21年10月1日から平成23年3月31日までに名寄市国民健康保険加入の方が分娩した場合、支給額が4万円引き上げとなります。また、かかった出産費用は原則として42万円の範囲内で、国保から医療機関へ直接支払われる仕組みに変わります。

**国保の届け出は14日以内に**

国保に加入するとき、やめるときは、事実が発生した日から14日以内に届け出が必要となります。14日を過ぎてから届け出た場合、それまでに支払った医療費（10割分）について、保険給付分（7割分など）の払い戻しを受けられない場合がありますのでご注意ください。

**35歳〜74歳の加入者が対象 特定健診を受けましょう！**

名寄市国民健康保険では、35歳〜74歳の加入者を対象に特定健診を行っています。対象者の方は、無料で健診を受けることができます。また、各種がん検診も併せて行っています。詳細については、市保健センタ（☎01654 1486）または国保高齢医療係までお問い合わせください。

**「限度額適用認定証」入院するときは必ず申請しましょう**

70歳未満の方（70歳以上の非課税世帯も含む）の国保加入者が入院するとき、医療機関の窓口で支払う額が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しています。

重度障がい・ひとり親・乳幼児医療を受けている方も非課税世帯の場合は食事代が減額となります。入院する前に必ず申請してください。ただし、保険税の納付状況によつて交付することができない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



## 国保・長寿医療共通

**保険料・保険税のお支払方法を口座振替にできます**

口座振替への変更をご希望される方は、市民課国保高齢医療係の窓口へお申し出ください。

国民健康保険税を口座振替によりお支払されていた方も、長寿医療制度へ加入された場合はお手数ですが、再度口座振替の手続きが必要になります。

年金からのお支払いなどから口座振替に変更になる時期はお申し出の時期により異なります。

口座振替の変更を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

お申し出の際に必要なもの  
・本人の保険証  
・市内金融機関の預貯金通帳とお届け印

# 長寿医療制度のお知らせ

75歳以上の方と、65歳〜74歳で一定の障がいのある方が対象です

後期高齢者医療制度

75歳に到達した方の保険証について

75歳に到達した方（一定の障がい認定を受けた方は65歳以上）は、長寿医療制度で医療を受けることになり、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険などの医療保険の資格がなくなります。

新しい保険証は、誕生日前までに届くように簡易書留でお送りしています。

長寿医療制度保険料の納付はお済みですか！

納付方法が、年金天引きから、納付書や口座振替へと変更されている場合があります。いま一度、ご自分の納入通知書をご確認ください。

高額介護合算療養費の申請について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかった時の自己負担額」と、「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、世帯ごとに設定された限度額を超えた場合、その超えた金額（500円未満の場合を除く）が高額介護合算療養費として申請により支給されます。

支給の対象となる方には、12月以降に申請手続きのご案内をいたします。ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に市外から転入された方や75歳に到達された方は国保高齡医療係にお問い合わせください。

「医療費通知」について

健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

今年度につきましては、2回の発送を予定していますが、9月末に平成21年1月から6月診療分の医療費通知を北海道後期高齢者医療広域連合より送付します。

なお、医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかられた一覧ですので、受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。また、本通知によりまして、受診を制限するものではありません。

納期内の納付にご協力願います

納め忘れのないように

口座振替制度のご利用により、納め忘れは防げます。申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ（通帳と届出印、納付書をお持ちください）。

納付額を分けてほしい  
ご相談により、納付金額を分割することが可能です。市役所税務課納税係でご相談ください。

納付が遅れたら  
特別な事情がなく国税の納税が遅れたり、納税相談などもない場合には、保険証の発行差し止めなどの措置が取られることとなり、病院にかかるときには一度、医療費の全額をお支払いしていただき、後日、保険者分を払い戻す措置（医療給付の停止）が法律で定められています。

保険料・保険税は、長寿医療制度および国民健康保険を支える大切な財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。